

「西日本豪雨」に関する経済産業省関連の予備費決定について

西日本豪雨は予想以上に大きな被害をもたらしております。西日本在住の方以外においても「もし、自社が被災にあったら…」という前提で中小企業施策などについては、しっかりと把握しておきましょう。日本全国、誰でも被災者になる可能性は否定できません。

さて、経済産業省は、平成30年7月豪雨により被害を受けた地域の復旧・復興を加速化するため、予備費の使用による支援を実施することになりました。8月3日に平成30年度一般会計予備費の一部の使用が閣議決定されました。今回の予備費では、中小企業の設備・施設の復旧支援、小規模事業者の事業再建を推進するための販路開拓等支援、外国人観光客向けのPR等、経済産業省関係で「約490億円」を支出します。今回はこの内容についてご説明させていただきます。

・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等「グループ補助金」）【401億円】

被災地域の中小企業等が、復興に向けた計画を策定するためグループを構成。施設費・設備費や資材・工事費等への補助をします。対象地域は岡山・広島・愛媛の3県です。

・商店街災害復旧等事業【20億円】

被災したアーケード、共同施設、街路灯等の設備の改修等に要する費用について補助します。対象地域は、岡山・広島・愛媛の3県及びその他の府県の災害救助法が適用された市町村です。

・石油等製品販売業早期復旧支援事業【5.2億円】

生活再建に必要不可欠なSS（サービスステーション）などの設備の補修又は入替工事に要する費用を補助します。対象地域は、災害救助法が適用された11府県です。

・被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者「持続化補助金」）【53.5億円】

被災地域の小規模事業者に対して、生産機械・

冷蔵庫・車両購入・店舗改装、事業再開時の広告宣伝まで幅広く経費を補助します。対象地域は、災害救助法が適用された11府県です。

・中小企業寄り添い型支援事業【3.4億円】

岡山・広島・愛媛の3県のよろず支援拠点のコーディネーター等を増員。対象地域は、岡山・広島・愛媛の3県です。また、被災地域の中小企業・小規模事業者への専門家派遣等を行います。対象地域は、災害救助法が適用された11府県です。

・中国地方等の魅力発信による消費拡大事業【8.3億円】

豪雨災害による直接被害・観光客の急減により大打撃を受けている被災地域の復興のため、風評被害の早期解決に向け、データ分析や情報発信等に対する支援を行います。

さらに、予備費以外の支援措置として、以下の施策も実施されています。

- ・平成30年7月豪雨特別貸付（日本公庫）
- ・セーフティネット保証4号（保証協会）
- ・中小企業再生支援協議会による支援（事業再生計画の策定や債権者間調整などを支援）
- ・平成30年7月豪雨に伴う小規模事業者経営改善資金の拡充（西日本豪雨災害マル経）
- ・特例災害時貸付の創設及び災害時貸付の適用要件の緩和、掛金の納付期限の延長等、共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

※詳細はこちら。<https://bit.ly/2KJ44Ah>

なお、今回の西日本豪雨についての中小企業施策の総合窓口が中小企業庁に開設されております。西日本豪雨の被災を受けた事業者様ばかりでなく、今回、被害を受けていない事業者の方々も、是非とも目を通してください。決して他人事ではないと自覚して常に意識することが重要です！

<中小企業庁>※随時確認してください!!

- ・平成30年7月豪雨関連情報
<https://bit.ly/2vAw6ca>